

諏訪市業務継続計画（BCP）

長野県諏訪市
令和8年7月

【改訂履歴】

R8.7 一部改訂

R5.4 一部改訂

R4.4 一部改訂

R3.11 一部改訂

R1.12 一部改訂

H28.10 新規策定

目 次

第1 業務継続計画の基本的な考え方	ページ
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 基本方針	3
4 対象とする組織	3
5 発動及び終結	3
第2 前提とする地震と被害想定	
1 前提とする大規模地震	5
2 被害想定	6
第3 業務継続計画の特に重要な6要素	
1 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	13
2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	13
3 電気、水、食料等の確保	14
4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	14
5 重要な行政データのバックアップ	15
6 非常時優先業務の整理	16
第4 非常時優先業務の選定	
1 非常時優先業務の考え方	16
2 非常時優先業務の選定対象業務と選定基準	16
3 選定結果	18
第5 非常時優先業務を実施するための活動体制	
1 職員の活動体制	19
2 参集時の留意事項	22
3 職員参集の推計	23
4 職員体制の現状・課題と対応方針	25
5 協力要請	26
第6 非常時優先業務を実施するための執務環境	
1 市本庁舎の概要	27
2 情報伝達手段の状況	28
3 執務環境の現状・課題と対応方針	29

第7 平常時の取り組み

1	計画の見直し・更新	31
2	業務継続マネジメントの構築	31
3	委託業者や指定管理者への要請	32
4	協定による補完	32

第8 非常時の体制・任務（処理事項）等

1	【第2次配備】警戒体制・任務（処理事項）	33
2	【第3次・第4次配備】警戒体制・任務（処理事項）	36

・別添資料1 災害対応業務一覧

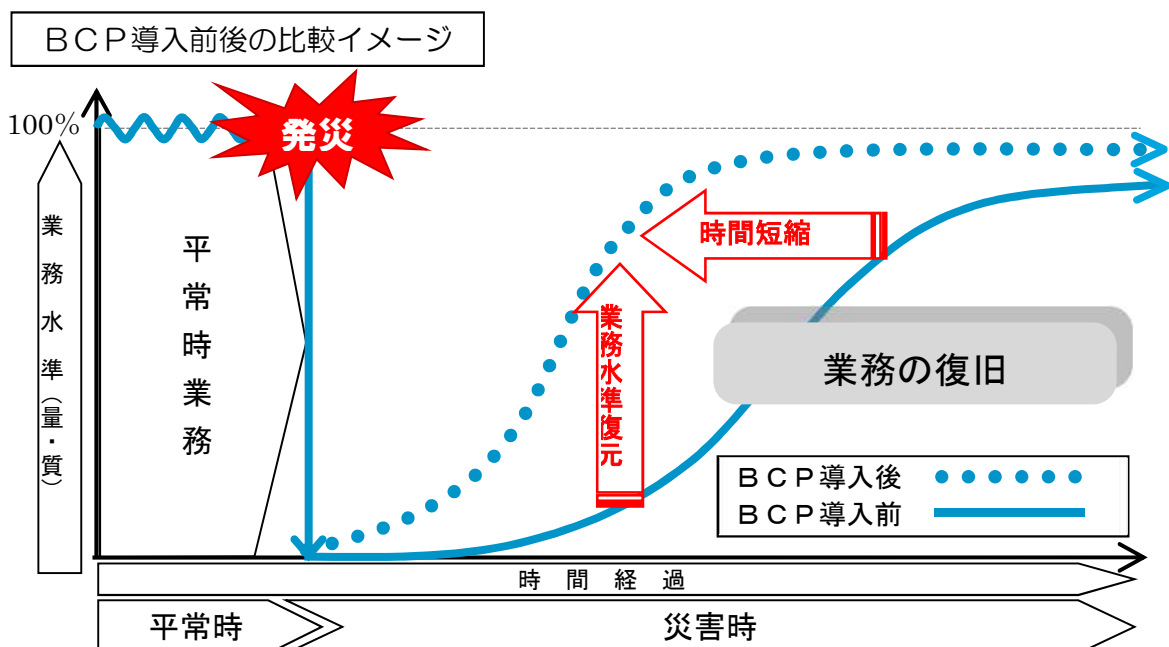
・別添資料2 優先通常業務一覧

第1 業務継続計画の基本的な考え方

1 計画の目的

大規模地震発生時における本市の対応は、災害対策基本法に基づき定めた「諏訪市地域防災計画」に則り、関係機関と連携し災害対応業務を遂行することとなっています。一方で、市は、市民に最も身近な基礎自治体として平常時から生活に密接した市民行政サービスを提供していることから、市民生活や企業活動等に大きな影響を与えると考えられるサービスは、災害時においても休止することなく継続することが求められています。災害により、市役所自体が被災し、職員や物資、ライフラインの制約を受け、行政機能の低下が想定される状況下においても、発災直後から適切に業務が継続できるよう事前の対策を講じておくことが必要です。

本業務継続計画 [Business Continuity Plan] は、市全域に被害が及ぶ大規模地震災害時においても、市が実施しなければならない業務を、限られた人員、資機材等を効率的に投入し、発災直後から適切に業務を執行するための事前対策として策定するものです。



2 計画の位置付け

本市は、「第六次諏訪市総合計画」の基本方針において「自分とみんなを

災害から守る」と定め、諏訪市地域防災計画など関連する計画に基づき、市民の生命と財産を守るため、自助、共助、公助による対策強化を図り、災害対策の考えを推し進めることと定められています。

本計画は、大規模災害の発生により、市庁舎、職員、設備等が被災することを前提としており、利用できる資源*に制約がある状況下であっても、地域防災計画で定める災害対応業務とともに、平常時の業務のうち、特に優先的に継続しなければならない業務を実施するために、その方法や職員体制等をあらかじめ検討しておくものであり、諏訪市地域防災計画を補完する計画と位置付けられるものです。また、本計画は、大規模地震を想定し策定しますが、風水害やその他の危機事象に対する業務継続の考え方にも適用できる部分もあることから、他の危機事象に対しても可能な範囲で適用するものとします。

*資源とは…非常時優先業務を実施するために必要な職員、施設、設備、資機材、外部協力機関等を指します。

・地域防災計画とBCPの比較

		諏訪市地域防災計画	BCP
計画の趣旨		・災害に関する実施すべき事項、役割を、災害予防、災害応急対応、復旧復興期に分類し規定する。	・発災時の限られた資源のなかで、非常時に行わなければならない業務を、目標とする時間、時期までに実施できるようにする。
実施主体		市、県、公共機関、市民等	市
市役所の被災		想定しません	職員、施設、設備等の資源の被災を評価し、利用可能な資源を前提とし計画を策定します。
対象業務	災害予防	対象とします	対象としません
	災害応急対策	対象とします	対象とします
	復旧復興	対象とします	早期に実施すべき業務を対象とします
	優先度の高い通常業務	対象としません	対象とします
各業務の優先度		想定しません	非常時に行わなければならない業務ごとの優先順位を定めます。

3 基本方針

基本方針1

地震による被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた応急対策業務を効率的に遂行します。

基本方針2

市の業務が中断することによる、市民生活や経済活動等への影響を最小限にとどめるため、被災時にも中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努めます。

基本方針3

非常時優先業務の継続に必要な人員の確保及び庁舎・電力・通信等の業務執行環境の確保に努めます。

基本方針4

非常時優先業務の継続を図るため、非常時優先業務以外の業務については、積極的に休止・縮小します。

基本方針5

想定される大規模地震の発生に備え、平常時から全庁的な取り組みとして業務継続力の向上に努めます。

4 対象とする組織

大規模な地震が発生した場合には、災害対策本部を中心とした全庁的な活動体制に移行するため、本計画の対象とする市の組織は諏訪市地域防災計画に定める災害対策本部の全組織とします。

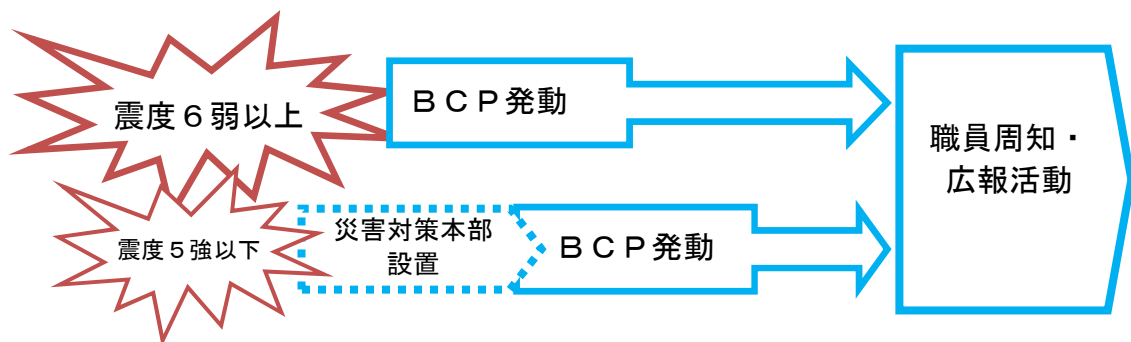
また、本計画は災害応急業務の中心的な役割を担う「本庁（本部）機能の維持継続」に主眼をおくため、執務環境については、本部機能をおく市庁舎を対象とします。

5 発動及び終結

（１）本計画は、次のいずれかの場合に発動します。

ア 市内で震度６弱以上の地震が発生した時、又は災害対策本部が設置された場合。

イ 市長が必要と認めた場合



(2) 発動の決定代位者

本部長（市長）不在時の本計画の発動決定代位者は、諏訪市地域防災計画に準じます。

(3) 広報活動

本計画を発動した場合には、継続して実施する業務、一時停止する業務をリスト化し、市ホームページ、防災メール、かりんちゃんねる、報道機関等を通じて、広く周知し、市の業務体制について、市民、企業等に理解と協力を求めるものとします。これは、市民に、優先順位の低い業務は一時的に停止することについて理解を求めることであると同時に、災害発生時の来庁者数を抑え、職員が各業務に集中できる環境を整えることでもあります。なお、本計画を終結する場合においても同様に広報周知するものとします。

(4) 災害対応業務が概ね終了し、平常時の体制がとれると本部長（市長）が判断した時点を終結時期とします。

第2 前提とする地震と被害想定

1 前提とする大規模地震

本市は、平成26年3月に南海トラフ地震対策推進地域に指定されており、南海トラフ地震による被害（震度6弱）が想定されているところではありますが、本計画で前提とする地震は、本市において被害が最も大きいとされる「糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）」とします。諸元は【表2-1】のとおりです。

糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）の諸元 【表2-1】

諸元	内容					
マグニチュード	8. 5					
最大震度	7（諏訪市）					
断層長さ	1 5 0 k m					
断層範囲	長野県小谷村～山梨県富士川町 （区分：北部 1 + 北部 2 + 中部 1 + 中部 2 + 南部 1 + 南部 2）					
	区分			位置	主要断層活	活動の 型
	全体	北側	北部 1	小谷村～大町市	神城断層	逆断層
			北部 2	大町市～松本市	松本盆地東縁断層	逆断層
			中部 1	松本市～塩尻市	牛伏寺断層・松本盆地東縁断層	左 横 ず れ
		南側	中部 2	岡谷市～富士見町	岡谷断層郡・諏訪断層郡～釜無山断層郡	左 横 ず れ
			南部 1 南部 2	山梨県北杜市～ 山梨県富士川町	白州断層～下円井断層・市之瀬断層郡	逆断層

「長野県地震被害想定調査報告書（概要版）平成27年3月」参照

2 被害想定

(1) 本計画の被害想定

2月の土曜日午後6時に、前提とする大規模地震が発生した場合の諏訪市の被害想定は【表2-2】のとおりです。また、【表2-2】の数値等を含めて想定されるイメージを【表2-3】に表しました。

なお、本計画は、以降に掲げる被害想定を基本として取り組むものでありますが、想定を超える被害も念頭に置き、柔軟に対応できる体制づくりに務めるものとします。

・系魚川ー静岡構造線(全体)発生時の諏訪市の被害想定数値 【表2-2】

基礎数値	人口		51,200 人	
	建物数		27,768 棟	
	給水人口		50,180 人	
	都市ガス需要家数		6,800 戸	
	電灯軒数		30,970 軒	
	電話回線数		11,200 回線	
建物被害	合計		全壊・焼失	半壊
			11,110 棟	5,650 棟
			液状化	480 棟
			揺れ	4,990 棟
			土砂災害	180 棟
			焼失棟数	1360 棟
人的被害	死者数		700 人	
		建物倒壊	690 人	
		土砂災害	10 人	
		火災	50 人	
		ブロック塀等	わずか	
	負傷者		負傷者	うち重傷者
		合計	3,590 人	1,550 人
		建物倒壊	3,410 人	1,490 人
		土砂災害	10 人	わずか
		火災	160 人	50 人
		ブロック塀等	20 人	10 人

避難者数	全体		合計	避難所	避難所外
		被災 1 日後	21,580 人	12,950 人	8,630 人
		被災 2 日後	28,810 人	14,400 人	14,400 人
		被災 1 週間後	28,030 人	14,010 人	14,010 人
		被災 1 ヶ月後	32,610 人	9,780 人	22,830 人
		うち要配慮者数			
		被災 1 日後	2,600 人		
		被災 2 日後	2,890 人		
		被災 1 週間後	2,810 人		
		被災 1 ヶ月後	1,960 人		
生活関連 の支障 (*1)	上水道	断水率(*2)	69%		
	下水道	機能支障率(*3)	71%		
	都市ガス	供給停止率(*4)	19%		
	電気	停電率(*5)	62%		
	固定電話	不通回線率(*6)	60%		
	携帯電話	不通ランク(*7)	A		

「長野県地震被害想定調査報告書（概要版）平成27年3月」参照

（注）各数値は 1 の位で四捨五入しており、合計は必ずしも合わない場合がある。

- *1 長野県全体の数値
 - *2 断水率：断水人口の割合
 - *3 機能支障率：下水道の機能支障人口の割合
 - *4 供給停止率：都市ガス供給停止戸数の割合
 - *5 停電率：停電軒数の割合
 - *6 不通回線率：固定電話の不通回線の割合
 - *7 不通ランク：携帯電話のつながりやすさのランク
- A：非常につなぐりにくい B：つなぐりにくい
C：ややつなぐりにくい ー：影響なし

項目	被害想定																																																																										
自然	・直下型の地震ため、緊急地震速報が発表されることなく地震が発生する ・諏訪市の大部分の地域では、人は、立っていることが困難で、はわないと動くことができないくらいの強い揺れ（震度7）となる。 ・その後も継続して、大きな余震が発生する。 ・市内の一部で急傾斜地の崩壊が起こる。 ・諏訪の気象 統計期間30年（1981年～2010年）																																																																										
	<table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">気温(℃)</th><th>降水量(mm)</th></tr><tr><th>平均</th><th>日最高</th><th>日最低</th><th>合計</th></tr><tr><td>1月</td><td>-1.3</td><td>3.6</td><td>-5.9</td><td>43.9</td></tr><tr><td>2月</td><td>-0.6</td><td>4.7</td><td>-5.5</td><td>51.4</td></tr><tr><td>3月</td><td>3.4</td><td>9.2</td><td>-1.5</td><td>90.2</td></tr><tr><td>4月</td><td>9.9</td><td>16.1</td><td>4.2</td><td>87.2</td></tr><tr><td>5月</td><td>15.0</td><td>21.1</td><td>9.8</td><td>113.9</td></tr><tr><td>6月</td><td>19.0</td><td>24.3</td><td>14.8</td><td>164.2</td></tr><tr><td>7月</td><td>22.7</td><td>27.7</td><td>19.0</td><td>191.4</td></tr><tr><td>8月</td><td>23.8</td><td>29.3</td><td>20.0</td><td>129.3</td></tr><tr><td>9月</td><td>19.5</td><td>24.4</td><td>15.9</td><td>192.2</td></tr><tr><td>10月</td><td>12.9</td><td>18.2</td><td>8.6</td><td>112.3</td></tr><tr><td>11月</td><td>6.9</td><td>12.5</td><td>2.3</td><td>69.8</td></tr><tr><td>12月</td><td>1.7</td><td>6.9</td><td>-2.8</td><td>35.4</td></tr><tr><td>年間</td><td>11.1</td><td>16.5</td><td>6.6</td><td>1,281</td></tr></table>		気温(℃)			降水量(mm)	平均	日最高	日最低	合計	1月	-1.3	3.6	-5.9	43.9	2月	-0.6	4.7	-5.5	51.4	3月	3.4	9.2	-1.5	90.2	4月	9.9	16.1	4.2	87.2	5月	15.0	21.1	9.8	113.9	6月	19.0	24.3	14.8	164.2	7月	22.7	27.7	19.0	191.4	8月	23.8	29.3	20.0	129.3	9月	19.5	24.4	15.9	192.2	10月	12.9	18.2	8.6	112.3	11月	6.9	12.5	2.3	69.8	12月	1.7	6.9	-2.8	35.4	年間	11.1	16.5	6.6	1,281
			気温(℃)			降水量(mm)																																																																					
		平均	日最高	日最低	合計																																																																						
	1月	-1.3	3.6	-5.9	43.9																																																																						
	2月	-0.6	4.7	-5.5	51.4																																																																						
	3月	3.4	9.2	-1.5	90.2																																																																						
	4月	9.9	16.1	4.2	87.2																																																																						
	5月	15.0	21.1	9.8	113.9																																																																						
	6月	19.0	24.3	14.8	164.2																																																																						
	7月	22.7	27.7	19.0	191.4																																																																						
	8月	23.8	29.3	20.0	129.3																																																																						
	9月	19.5	24.4	15.9	192.2																																																																						
	10月	12.9	18.2	8.6	112.3																																																																						
	11月	6.9	12.5	2.3	69.8																																																																						
	12月	1.7	6.9	-2.8	35.4																																																																						
年間	11.1	16.5	6.6	1,281																																																																							
住民	・人口の約8%にあたる約4,300人の死傷者が出ていることが想定される。 ・地震の揺れによる建物の倒壊や家具等が転倒し下敷きになった住民に対して、近隣住民の救出活動が行われ、同時に避難行動要支援者に対する避難支援活動も開始される。 ・小中学校では、応急危険度判定を実施し、避難所の開設準備を行う。市内に指定されている131箇所のうち、耐震化され使用が可能な建物に避難所が開設され、ピーク時には人口の約30%にあたる約14,000人が避難所に避難する。 ・時間の経過に伴い、集団生活になじめない、多数の避難者により避難所を利用できない、防犯上等の理由から、避難所に避難している者と、ほぼ同数の住民が、避難所外の在宅等で避難生活をおくる。																																																																										

建物・庁舎 被害、火災	・地震の揺れや火災等により市内の概ね半分にあたる建物が半壊以上の被害を受ける。 ・市庁舎は、建物自体への被害は無く使用可能であるものの、建物内部の固定されていないカウンター、机、キャビネット、図書等が移動、転倒、散乱している。 ・市庁舎内の固定されていないコピー機、PC等の機器の中には、破損、コードの切断等により使用できないものがある。
交通機能	・倒壊建物やブロック塀等の道路沿いの構造物の散乱等により交通障害が発生する。 ・諏訪湖畔等市内液状化想定区域の道路は、液状化等により道路が部分的に亀裂、陥没が生じる。 ・一部の橋梁では、接続部分に段差が生じ、通行できない。 ・高速道路は一時不通となる。 ・国道、県道では、発災後直ちに交通規制が実施され、緊急輸送路確保のための対策が実施される。
ライフライン	・市内の約60%の家庭で停電し、市庁舎も電力供給が停止するが非常用発電機が稼働し、制限はあるものの電気を使用することが可能となる。 ・市内の固定電話は、約60%の回線に支障がでることが想定され、携帯電話も非常につながりにくくなる。 ・市内は断水により約70%の人に影響を与えるが、市庁舎においては、高架水槽内の飲料水（5t）が確保されている。 ・市庁舎では、都市ガスを使用する設備があるため都市ガスの供給停止による業務上の影響がある。 ※都市ガス使用設備：全庁暖房、給湯室、食堂厨房 ※全庁暖房は重油も使用、個別冷暖房はエアコン使用

(2) ライフラインの復旧想定

前提とする大規模地震の発生により停止するライフラインの復旧想定は【表2-4】のとおりです。

・復旧推移（長野県全体）

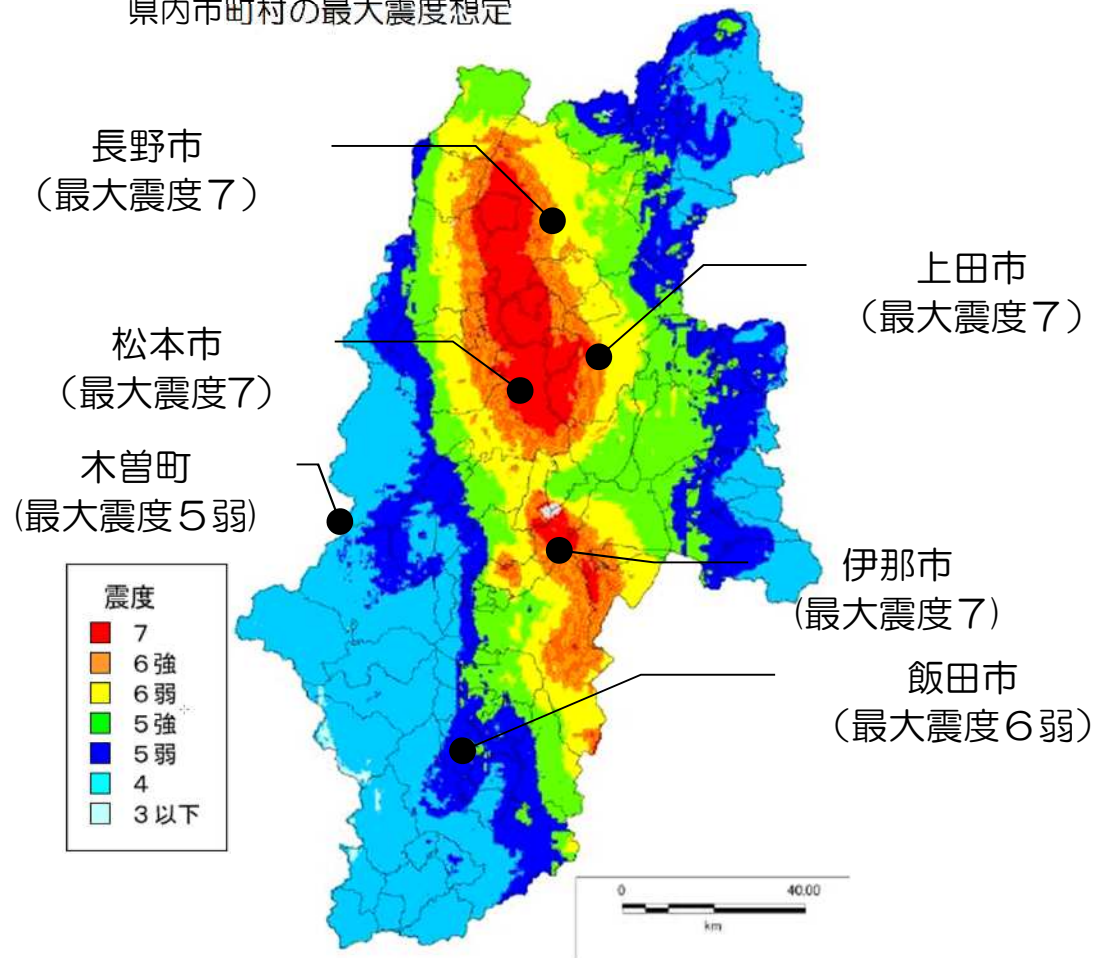
【表2-4】

項目	復旧想定		
	被災直後	被災1週間後	被災1ヶ月後
上水道 (断水率) *1	69%	28%	7%
下水道 (機能支障率) *2	71%	23%	4%
都市ガス (供給停止戸数) *3	19%	2%	0%
電力 (停電率) *4	62%	5%	1%
固定電話 《不通回線率》 *5	60%	1%	0%
携帯電話 (不通ランク) *6	A	—	—

「長野県地震被害想定調査報告書（概要版）平成27年3月」参照

- *1 断水率：断水人口の割合
- *2 機能支障率：下水道の機能支障人口の割合
- *3 供給停止率：都市ガス供給停止戸数の割合
- *4 停電率：停電軒数の割合
- *5 不通回線率：固定電話の不通回線の割合
- *6 不通ランク：携帯電話のつながりやすさのランク
A：非常につながりにくい B：つながりにくい
C：ややつながりにくい —：影響なし

【参考】糸魚川-静岡構造線（全体）を震源とする地震が発生した場合の
県内市町村の最大震度想定



「長野県地震被害想定調査報告書（概要版）平成27年3月」参照

第3 業務継続計画の特に重要な6要素

業務継続計画の中核となり、その策定にあたって必ず定めるべき特に重要な要素として以下の6要素がある。市はこれらの6要素（以下「重要6要素」という。）についてあらかじめ定めておくものとする。

（１）市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	市長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
（２）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が利用できなくなる場合もある。
（３）電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。 ・また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。
（４）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応にあたり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
（５）重要なシステムの復旧とバックアップ	非常時優先業務を遂行するために重要となるシステム等に係る事前対策や災害時の応急対応等の計画を定める。 ・諏訪市情報システムに係る業務継続計画「ICT-BCP」の策定・運用
（６）非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

(1) 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

①市長不在時の明確な代行順位

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	企画部長
「諏訪市災害対策本部条例」及び「諏訪市地域防災計画」によるものとする。		

②職員の参集体制

「第5 非常時優先業務を実施するための活動体制」-「1 職員の活動体制」を参照

(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

○市本部設置場所として指定している市役所本庁舎が使用不能な場合の代替施設の優先順位は以下のとおりとする。

1. 駅前交流テラスすわっチャオ
2. 消防署
3. 文化センター
4. 諏訪市公民館
5. 公共施設のうち本部機能を確保できる施設について調査のうえ、速やかに施設管理者と協議を行い、市本部を設置する。

代替庁舎検討用リスト

施設名	耐震対応済の場合○	災害危険度				付帯施設・事務機器等					同時被災の可能性がある災害(無の場合○)	代替庁舎候補
		液状化	洪水・内水	土砂	火災	非常用発電機 / 燃料	通信機器	情報システム	トイレ・食料・備蓄	事務機器・備品		
駅前交流テラスすわっチャオ	○	○	○	○	○	×	無	○ ・移動系防災行政無線(半固定)	無	有 コピー機	○	○
消防署	○	×	×	○	○	×	○ ・消防無線	○ ・同報系防災行政無線(遠隔制御卓) ・移動系防災行政無線(半固定)	無	有 コピー機	○	○
文化センター	×	×	○	○	○	×	無	○ ・移動系防災行政無線(半固定)	有	有 コピー機	○	○
諏訪市公民館	×	×	○	○	○	×	無	○ ・移動系防災行政無線(半固定)	有	有 コピー機	○	○

※ 災害危険度については、「発生の可能性がない(極めて低い)」
「対策が取られている」など危険度が低い場合は「○」、危険度が高い場合は「×」とする。

(3) 電気、水、食料等の確保

停電に備え、本庁舎の非常用発電機と燃料を確保し、業務を遂行する職員等のため、上下水道やガス等の整備を行う。

「第6 非常時優先業務を実施するための執務環境」を参照

また、職員用の飲料水や食料等の備蓄を計画するとともに、最低3日分をロッカー等へ備蓄するように推奨する。

(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

通信機器の確保

1 同報系防災行政無線

○親局（諏訪市役所3階 無線室）	1局
○遠隔制御局（諏訪消防署 指令室）	1局
○屋外拡声子局	78局
○戸別受信機	160台

2 移動系防災行政無線

○半固定局	19台
○車載型	28台
○携帯型	55台

※同報系・移動系防災行政無線において、直流電源装置完備

3 衛星携帯電話（諏訪市役所 危機管理課） 2台

4 災害時優先電話

5 公共安全モバイルシステム（スマートフォン） 1台

6 デジタル簡易無線 2台

7 デジタル簡易無線（免許局）30台、中継器1基

8 県衛星系防災行政無線

9 諏訪市防災メール

10 諏訪市公式LINE

11 諏訪市公式facebook

12 自治体向けチャットツール（LoGoチャット）

今後の検討事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○衛星携帯電話の使用訓練を定期的を実施○移動系防災行政無線の使用訓練を計画○指定避難所への特設公衆電話の設置推進<ul style="list-style-type: none">※NTT東日本と協議し、現在 118箇所設置済○諏訪市防災メールの登録推進<ul style="list-style-type: none">※令和8年4月末登録者数 8,459名 |
|---|

(5) 重要なシステムの復旧とバックアップ

被災時においても、被災者支援や住民対応等で行政データは必要となる。これらの対応に支障を来さないよう、事前対策や応急・復旧体制や手順等を定めた「諏訪市 ICT-BCP」を運用し、重要な行政データのバックアップを継続的に行うものとする。

情報システムが復旧しない場合でも業務を実施できる代替手段（紙台帳、手書き対応等）の検討やネットワーク機器の冗長化、外部のデータ保管先における非常時の連携体制の構築等、情報システムの維持・強化にも努めるものとする。

(6) 非常時優先業務の整理

次ページより非常時優先業務の選定について記載。

第4 非常時優先業務の選定

1 非常時優先業務の考え方

非常時優先業務とは、大規模な地震発生時にあっても優先して実施しなければならない業務のことであり、本計画では、概ね1ヶ月以内に着手しなければならない**災害対応業務**と**優先通常業務**とします。また、非常時優先業務の中でも優先度を見極め、発災後、いつ頃までに、どの業務に着手しなければならないか業務の実施時期について検討します。

$$\text{災害対応業務} + \text{優先通常業務} = \text{非常時優先業務}$$

2 非常時優先業務の選定対象業務と選定基準

(1) 選定対象の業務

非常時優先業務として選定する対象業務は以下のとおりです。

ア 災害対応業務の選定対象業務

▶ 諏訪市地域防災計画（風水害対策編）第3章 災害応急対策計画、第3節 非常参集職員の活動、別表2「諏訪市災害対策本部の事務分掌」に掲載している全業務

▶ 諏訪市地域防災計画（震災対策編）第4章 災害復旧計画のうち早期実施の優先度が高いと考えられる次の業務

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

・ 復旧復興に向けた庁内体制に関すること

第4節 資金計画

・ 資金計画に関すること

第6節 被災農林業及び中小企業等の復興

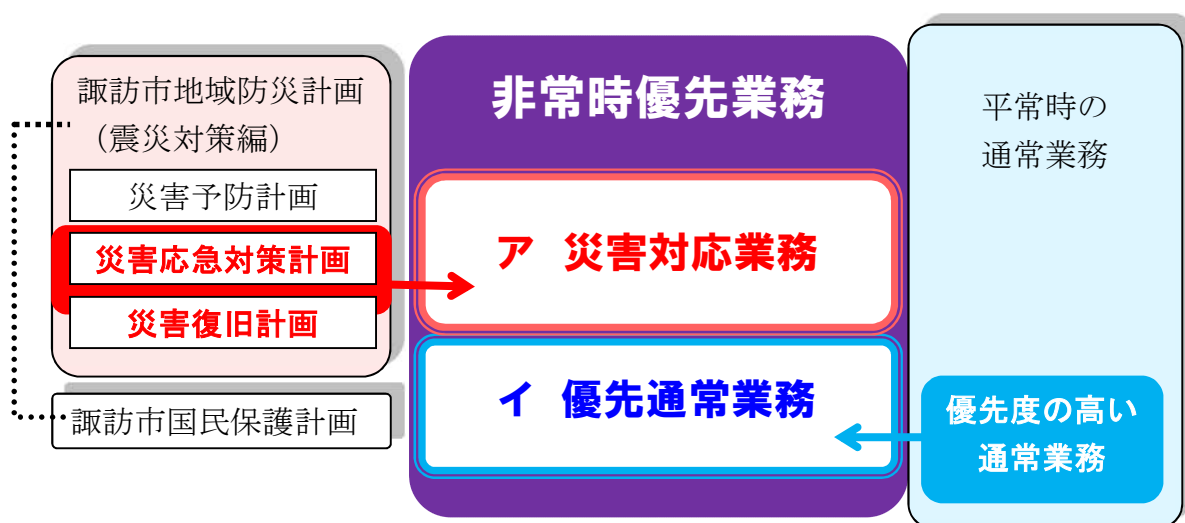
・ 被災農林業及び中小企業の支援に関すること

イ 優先通常業務の選定対象業務

▶ 平常時に行っている全業務

諏訪市組織規則に基づく各部署の所掌事務の内、生命・生活・財産活動等を守るための観点からを基準として整理した業務

非常時優先業務イメージ



(2) 選定基準

非常時優先業務の選定は、【表 3-1】の基準に基づく評価により決定します。

・優先順位を評価する基準表

【表 3-1】

優先度	評価基準	時間 (以内)
非常時優先業務		
A	発災後 <u>24時間以内</u> に業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に <u>重大な影響</u> を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	3時間
		6時間
		12時間
		24時間
B	遅くとも発災後 <u>3日以内</u> に業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に <u>相当の影響</u> を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務	3日
C	遅くとも発災後 <u>1週間以内</u> に業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に <u>影響</u> を及ぼすため、対策を講ずべき業務	1週間
D	遅くとも発災後 <u>1ヶ月以内</u> に業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に <u>影響</u> を及ぼすため、対策を講ずべき業務	2週間
		1ヶ月
一時的に停止する業務		
—	発災後1ヶ月業務を停止しても <u>直ちに影響</u> を及ぼさないと見込まれる業務	1ヶ月～

なお、非常時優先業務の検討にあたっては、次の点について留意しました。

- ・現時点で実施可能かどうかではなく、その業務が社会的に求められている「必要性」の視点で行いました。
- ・イベント開催中の参加者の避難誘導活動や管理施設の被害状況調査等の災害を契機として発生する業務は通常業務ではなく、災害対応業務として整理しました。
- ・繁忙期がある業務は、繁忙期を想定し選定しました。

3 選定結果

非常時優先業務数497件のうち、災害対策業務が166件（評価区分Aが118件、Bが21件、Cが12件、Dが15件）、通常業務が331件（評価区分Aが64件、Bが67件、Cが82件、Dが118件）となっています。また、休止業務（1か月以降の着手業務）数は、通常業務が415件となっています。

・非常時優先業務の優先度別内訳

業 務		災害対応業務	通常業務	合計
非常時優先業務	A	118	64	182
	B	21	67	88
	C	12	82	94
	D	15	118	133
小 計		166	331	497
休止業務	E	0	415	415
合 計		166	746	912

第5 非常時優先業務を実施するための活動体制

1 職員の活動体制

大規模な地震が発生した場合において、業務を継続するためには、早急に必要な人員を確保し、適切な配置を行い、効率的な活動体制を構築する必要があります。地震が発生した場合は直ちに市内の地震規模情報を入手し、次の自主参集基準【表4-1-1】により参集する。以降、状況により職員体制を拡大する場合、職員一斉の防災メールや各対策部の緊急連絡等により参集する。

職員は、日ごろ勤務時間外においても、テレビ、ラジオ、インターネット等で地震の情報収集を行い、招集の連絡を入手した場合は、家族等の安全を確保した後、直ちに参集する。

自主参集基準

【表4-1-1】

自主参集基準	体制		参集範囲	対応	
				勤務時間中	勤務時間外
◆震度3以上の地震	事前体制	担当課 配備	危機管理課職員	危機管理課へ参集	地震規模の入手と同時に危機管理課へ自主参集
◆震度3以上の地震 (指令による参集)		第1次 配備	企画部本部室員 土木対策部土木庶務班 経済対策部農政班	・本部室員(302会議室) ・他の職員は各職場へ参集	・本部室員(302会議室) ・他の職員は各職場へ参集
◆震度4以上の地震	警戒体制	第2次 配備	企画部本部室員、 配備検討会構成員、 関係対策部員 (総務部総務班、 土木対策部土木庶務班、 経済対策部農政班、 防災対策部、 文教対策部、 福祉対策部)	・本部室員(302会議室) ・他の職員は自席で待機	・地震規模の入手と同時に自主参集本部室員(302会議室) ・他の職員は参集後、自席待機

◆震度5弱以上の地震	災害対策体制	第3次配備	本部室員 全対策部の係長以上及び事前に指名した職員	- 本部員、連絡員、本部室員 - 警戒・災害本部の設置（302会議室） - 他の職員は自席待機	- 地震規模の入手と同時に自主参集本部員、連絡員、本部室員 - 警戒・災害対策本部の設置（302会議室） - 他の職員は参集後、自席待機
◆震度6弱以上の地震	災害対策体制	第4次配備	全職員	- 本部員、連絡員、本部室員 - 警戒・災害本部の設置（302会議室） - 他の職員は自席待機（外出職員は帰庁）	- 地震規模の入手と同時に自主参集 - 本部員、連絡員、本部室員 - 警戒・災害対策本部の設置（302会議室） - 他の職員は参集後、自席待機

【参考：南海トラフ地震に係る本部室員及び職員の動員配備基準】

（下線部は、自動発令により参集）

種 別		配備基準	配備体制及び処理事項
警戒体制	第2次配備	南海トラフ臨時情報（調査中）が発表されたとき	■本部室、配備検討会及び下記対策部職員（本部室、総務部総務班、土木対策部土木庶務班、経済対策部農政班、防災対策部、文教対策部、福祉対策部の職員ほか） ①情報収集及び関係機関との連絡 ②危険個所の状況確認 ③災害本部への移行準備 ④避難所等の開設準備 ⑤南海トラフ地震臨時情報の収集、関係機関の連絡 ⑥諏訪市災害警戒本部への移行準備 ⑦後発地震に対して注意する措置の実施

災害対策体制	第3次配備	南海トラフ臨時情報（調査中）が発表されたとき	■全対策部の係長以上の職員ほか ①被害状況調査 ②応急対策（救助、避難所開設、交通規制等） ③危険地域の災害予防措置 ④第4次配備への移行準備 ⑤南海トラフ地震臨時情報の収集、関係機関の連絡 ⑥諏訪市災害対策（警戒）本部への移行準備 ⑦後発地震に対して注意する措置の実施
	第4次配備	■南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ■南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ■南海トラフ地震が発生したとき	■全職員 【災害本部（災害警戒本部・災害対策本部）設置】 ①被害状況調査 ②応急対策 ③復旧対策 ④応援要請 ⑤物資の調達ほか ⑥南海トラフ地震臨時情報の収集、伝達、関係機関との連絡、防災対策の広報 ⑦後発地震に対して注意する措置の実施

2 参集時の留意事項

参集にあたり、職員は以下の事項を遵守して自主的に行動すること。

(1) 出勤時の服装及び携行品

出勤時に際しては、防災活動に支障のない安全な服装とする。また、職員は平素から地震に備え速やかな出勤のため、着替え、雨具、懐中電灯、携帯ラジオ、その他の必要品を入れたリュックサックを準備しておくこと。

服 装	携 行 品（備蓄品含む）
☐ 作業着 ☐ 長靴(底の厚い靴) ☐ 厚い靴下 ☐ ヘルメット、又は帽子 ☐ ゴム手袋、又は軍手 ☐ 雨具(カッパ等)	☐ 着替え(下着、タオル等) ☐ 携帯ラジオ、電池 ☐ 食料、飲料水(最低1日分) ☐ 懐中電灯 ☐ 筆記用具(ボールペン、ノート) ☐ 携帯電話 ☐ ポケットティッシュ ☐ 小銭 ☐ マイナンバーカード (運転免許証、保険証等) ☐ 簡易寝具(寝袋等)

(2) 参集途上における情報収集及び緊急措置

職員は参集途上において、被害状況や災害状況等の情報収集を行い、対策本部等に報告すること。また、火災若しくは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、市消防署、諏訪警察署に通報するとともに、人命救助等適切な行動を取ること。

【情報収集事項】撮影可能であれば、携帯メールで現地画像を送信すること。

災害時緊急連絡用Eメール：saigai@city.suwa.lg.jp

☐道路、橋梁の被害状況及び渋滞の発生状況

☐建物の被害状況

☐要救助者の状況

☐火災の発生状況

(3) 参集手段

職員は、原則自動車によらず、オートバイ、自転車、徒歩等適切な手段により、定められた場所（各対策部で指定）に参集すること。

(4) 災害対策部等に参集できない場合の対応

職員は、出勤途中で道路・交通の遮断等により定められた場所へ参集できなくなった場合は、所属対策部長等へ必ず連絡をすること。対策部長等は、当該職員に対し今後の対応等を指示するとともに、対策本部に出動状況をまとめて報告すること。

3 職員参集の推計

(1) 勤務地までの距離

本計画では、地震発生を2月の土曜日午後6時とし、勤務時間外を想定しています。地震発生後の職員の参集状況の推計を行うため、職員の居宅から勤務地までの通勤距離を【表4-2】のとおり集計しました。

・勤務地までの通勤距離（令和8年4月調査）【表4-2】

各勤務地までの距離	職員数	割合
2km 未満	116 人	25%
2km 以上 6km 未満	215 人	47%
6km 以上 12km 未満	80 人	17%
12km 超	47 人	10%
計	458 人	100%

- ・対象は、正規職員（派遣職員、休職者除く）

(2) 想定される条件

勤務時間外における大規模地震発生後の職員参集について、想定される条件を【表4-3】とし、その条件のもと参集率を【表4-4】と設定しました。

・職員参集推計にあたっての前提条件 【表4-3】

- ① 職員の参集手段は徒歩（時速3km）とする
- ② 災害時の通勤距離は、建物の倒壊等を想定し平常時の1.5倍とする。
- ③ 災害発生後、直ちに登庁できる職員は平常時の通勤距離12km以内の職員のうち50%とする。
- ④ 地震発生から3日間は、建物の倒壊等による道路の寸断等により、平常時の通勤距離12km以内の職員の参集率を70%とする。
- ⑤ 平常時の通勤距離が12kmを超える職員は、交通状況の復旧が見込まれる4日目以降に登庁開始するものとする。
- ⑥ 地震発生から1週間は、地域活動への参加を考慮し、全職員の参集率を90%とする。
- ⑦ 1ヶ月以内に参集できる職員は、全職員の95%と仮定する。不着となる5%の内訳として、死亡または重症者3%（死者・重傷者2,290人／人口51,200人）、軽症者のうち通勤・勤務が困難な職員や家族介護等の理由により通勤・勤務が困難な職員2%とする。

・想定参集率

【表4－4】

通勤距離 (非常時距離*) 時間		2km (3km) 以内	6km (9km) 以内	12km (18km) 以内	12km (18km) 超
発災から	1時間以内	50%	0%	0%	0%
	3時間以内	70%	50%	0%	0%
	6時間以内	70%	70%	50%	0%
	1日以内(24時間)	70%	70%	70%	0%
	3日以内(72時間)	70%	70%	70%	0%
	1週間以内	90%	90%	90%	90%
	1ヶ月以内	95%	95%	95%	95%

*非常時距離：通勤距離×1.5（【表4－3】②より）

(3) 職員参集の推計

【表4－4】の想定により推計した職員参集想定結果は【表4－5】となりました。

・職員の参集想定

【表4－5】

参集時間		職員数	参集率
発災から	1時間以内	58人	13%
～	3時間以内	189人	42%
～	6時間以内	272人	60%
～	1日以内(24時間)	288人	63%
～	3日以内(72時間)	288人	63%
～	1週間以内	412人	90%
～	1ヶ月以内	435人	95%

4 職員体制の現状・課題と対応方針

(1) 職員の安否確認

現状・課題	主な対応方針
○各課の連絡網による連絡 ○参集メールによる通知及び安否確認（ウェブサイト接続）	○電話とメール等による方法により互いに補完し迅速な職員の安否確認に努める。 ○参集状況を速やかに把握できる体制づくりを推進する。

(2) 職員の初動体制

現状・課題	主な対応方針
○意思決定を行う責任者や技能、資格等を持つ職員が参集できない場合がある。	○責任者が不在時の指揮命令系統や業務の手順について各課で確認し、マニュアル化しておく。 ○担当者以外でも必要な書類の所在がすぐに分かるようファイリングシステム等の整理をしておく。
○人員が不足する業務の職員応援体制	○人員が不足した課における要請手続及びその受援体制や職員の配備計画等を検討する。
○参集途中の情報収集	○参集途中で得た情報の収集、整理する体制づくりを推進する。
○施設、設備の安全確認	○二次被害防止及び迅速な災害対応のため、災害時における施設、設備等の安全確認方法の確立に努める。

(3) 開庁時の発災

現状・課題	主な対応方針
○来庁者の安全確保を最優先とする。	○緊急地震速報があった場合は、来庁者に頭を守って身を低くする対応を指示する。緊急地震速報が無く、地震があった場合は、職員自身の安全を確保し、揺れが収まった後、来庁者を建物外へ誘導する。
○職員家族の安否確認	○災害用伝言ダイヤルの利用や遠方の親戚の家などを連絡先に決めておくなど、事前に家族のなかでルールを決めておく。

(4) 非正規職員（臨時・嘱託職員）の対応

現状・課題	主な対応方針
○臨時・嘱託職員も非常時には参集し災害対応業務にあたる。	○採用条件の範囲内の業務を依頼することは可能。非正規職員本人が通常行っている業務（窓口対応、電話対応、現場との連絡等）を中心に業務にあたる。

(5) 職員の健康管理

現状・課題	主な対応方針
○発災直後は、睡眠、休憩、食事といった時間が不規則になるなど、健康面の負担が重くなる。	○可能な限り勤務の交代、休憩等について配慮する。 ○職員のメンタルヘルスを含む健康管理について、普段から職員が相互に気にかける習慣づけを行う。 ○災害時の職員の健康管理についてもマニュアル化することに努めるものとする。

(6) 人的支援

現状・課題	主な対応方針
○職員の絶対数が不足	○早めの人的支援の要請を行う。そのために、必要人員等の把握が速やかにできる体制づくりに努める。 ○人的支援に関する協定先は以下のとおり ・大阪府富田林市（災害時相互応援協定） ・東京都台東区（諏訪市及び台東区との災害時相互応援協定） ・静岡県富士宮市（災害時相互応援協定） ・東京都日野市（災害時相互応援協定） ・宮城県石巻市（諏訪市・石巻市 災害時相互応援協定） ・伊那市[上伊那ブロック]、木曽町[木曽ブロック]（長野県市町村災害時相互応援協定） ・兵庫県赤穂市 他21自治体（災害応急対策活動の相互応援に関する協定） ・東京都調布市 他10自治体（大規模災害時等における相互応援に関する協定） ・静岡県伊東市、神奈川県秦野市、長崎県壱岐市（災害時における相互応援に関する協定） ○県等への応援要請。 ○受援体制、計画について事前の検討。

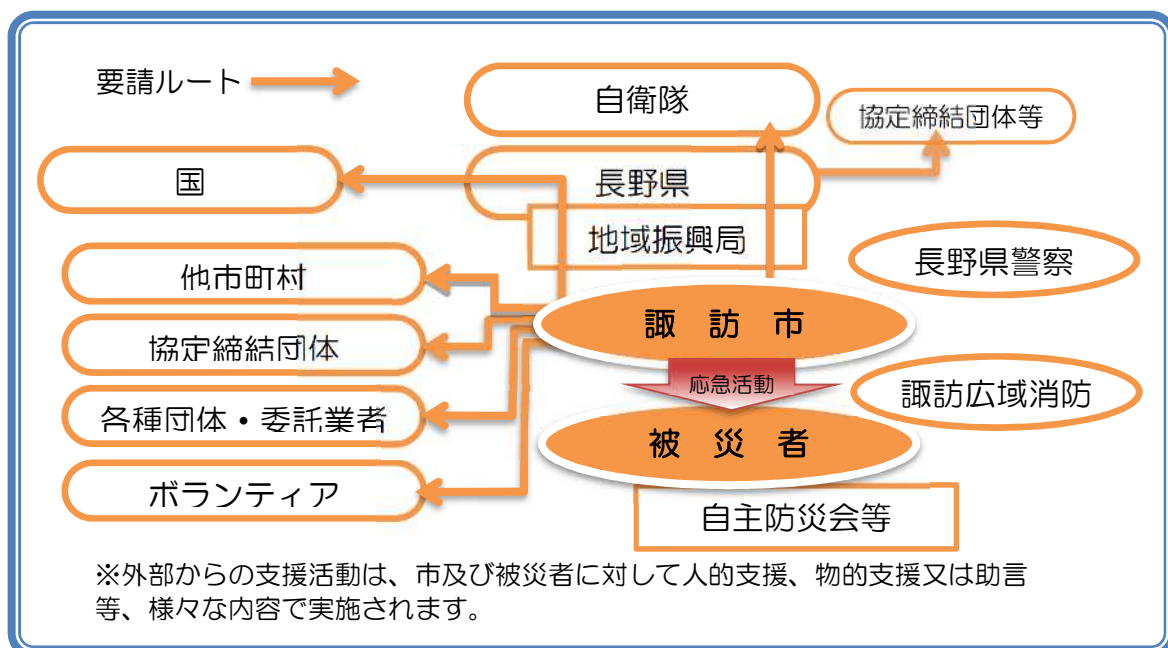
(7) 職員及び家族の防災・減災対策

現状・課題	主な対応方針
○職員自身または家族の被災が想定される。	○職員自身及び家族が被災者とならないよう自宅の耐震化、家具の固定、非常持ち出し品の準備等、職員一人ひとりが家庭の防災・減災対策に積極的に取り組む。

5 協力要請

災害による社会的な影響を少なくし、早期の復旧復興を成し遂げるためには、行政では対応できない業務や、人、物資提供について、早めの応援要請により外部からの協力を得て対応することも必要な対応となります。

・イメージ



第6 非常時優先業務を実施するための執務環境

1 市本庁舎の概要

諏訪市役所本庁舎の概要は【表5-1】のとおりです。

・市本庁舎概要

【表5-1】

竣工	庁舎棟、議場棟、防災倉庫・車両棟		昭和44年4月
	庁舎別棟		昭和49年9月
構造・規模	庁舎棟	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階、地上5階、塔屋1建 塔屋高23.05m	
	議場棟	鉄筋コンクリート造 地上3階建	
	防災倉庫・車両棟	鉄骨造 地上2階建	
	庁舎別棟	鉄骨造 地上3階建	
延床面積	庁舎棟	6,924.60㎡	
	議場棟	1,464.32㎡	
	防災倉庫・車両棟	431.10㎡	
	庁舎別棟	1,120.66㎡	
電気設備	受変電設備	受電方式(1回線受電)、受電電圧(3相3線式 6,600V、60Hz)、変圧器(電灯用2台・動力用2台)	
	太陽光発電設備	システム容量 79.95kW (パワーコンディショナー4台) 蓄電池 10kWh×2台	
	非常発電設備	ディーゼル発電機 (3相3線、350KVA×6, 600V×1基) ・地上燃料タンク 200ℓ (A重油) ※地下タンク9.5kℓ (地上タンクへ自動補給) ・稼働時間 満タン時約72時間連続運転可能 (地上タンク手動給油可能) ・使用可能区域 庁舎棟のほか議場棟、庁舎別棟、防災倉庫・車両棟の約8割の電源供給可能。	
昇降機設備	積載量600kg、9人乗×2基 ※安全装置：地震(震度4強)・停電を感知すると最寄のフロアに着床。火災は1階に着床。		
空調設備	庁舎棟、議場棟	暖房：ボイラ2基 (A重油・都市ガス 各1基) 空気調和機 37kW 冷房：エアコン(個別空調)	
	庁舎別棟	暖房：ファンコイルユニット(熱源：温泉) 冷房：ファンコイルユニット(熱源：チラー)	

給水設備	受水槽(1層式)30m ³ ×1基、高架水槽5m ³ ×1基、 揚水ポンプ1台
排水設備	庁舎からの排水を受ける公共下水道管の耐震化は実施済
電話	外線17回線(災害時優先 9回線)
都市ガス	給湯器×8器 空調用ボイラ×1基
情報システム	諏訪市情報システムに係る業務継続計画「ICT-BCP」による
その他	・1階ロビーホール約120m²、5階大会議室約390m² ・来庁者駐車場 約150台収容 ・庁舎棟、議場棟、庁舎別棟耐震改修済(平成21・22年度)

2 情報伝達手段の状況

現在整備されている通信機器は【表5-2】のとおりであり、災害時における情報伝達手段は、【表5-3】のとおりです。

・整備機器一覧

【表5-2】

名称	数量	備考
防災行政無線(同報系) デジタル60MHz	78局 160台	拡声子局 戸別受信機
移動系防災行政無線 デジタル260MHz	102台	統制台、広域避難所、公共施設、公用車
衛星系防災行政無線(県)	1系統	県・市町村
衛星携帯電話	2台	ワイドスター 2台
公共安全モバイル	1台	スマートフォン
デジタル簡易無線	危機管理課2台 免許局30台	

・情報伝達手段

【表5-3】

手段	対象等
防災行政無線(同報系)	市内一斉伝達
防災行政無線(移動系)	避難所、公共施設、職員間
県衛星系防災行政無線	県、他自治体等
衛星携帯電話	各種電話回線(固定、携帯、衛星)
災害時優先電話	
公共安全モバイルシステム	スマートフォン1台
デジタル簡易無線	職員間
防災メール	登録者
緊急速報メール	対応機種(スマートフォン等)所有者

臨時災害放送局(ラジオ)	LCVFM76.9聴取者
諏訪市公式ホームページ	
かりんちゃんねる	番組視聴者
諏訪市公式LINE	登録者
諏訪市公式facebook	登録者
LoGoチャット	自治体職員（自治体向けチャットツール）
広報車	広報車通行沿道
アマチュア無線	諏訪市アマチュア無線クラブ（協定に基づく応援）
報道等	テレビ、ラジオ、インターネット、新聞等

3 執務執行環境の現状・課題と対応方針

(1) 執務環境

現状・課題	主な対応方針
庁舎が使用できない場合	○回復に要する時間を考慮したうえで、回復を待つか、代替施設で業務を実施するかを検討する。 ○本部代替施設候補を事前に検討する。
安全な執務環境の確保	○執務場所の整理整頓 ○什器等の転倒防止対策
寒さ対策（冬季）	○移動可能な石油ストーブ等の確保 ○灯油の確保
暑さ対策（夏季）	○扇風機等の確保
トイレ（断水や下水道破断等により使用できない）	○マンホールトイレの整備 ○トイレットペーパーの備蓄
情報システム	○情報システムに係る業務継続計画の策定・運用
資機材	○非常時優先業務に必要な資器材を精査し、各課において確保に努める。 ○協定先に支援要請を行う。

(2) 電力

現状・課題	主な対応方針
非常用発電機の運転	○非常用発電機の点検の実施等による確実な起動体制の確保 ○使用電力量が限られる中での使用機器の調整
携帯電話・スマートフォンの充電切れ	○職場及び車載用の充電器の確保。

(3) 食料・飲料水・その他備蓄品

現状・課題	主な対応方針
食料・飲料水 ○地域防災計画では、職員用備蓄の記載は無く、備蓄していない。	○最低3日分をロッカー等に備蓄するよう奨励 ○職員用の飲料水や食料、仮眠用毛布、応急用衣料品、マスク、消毒剤等の計画的備蓄を検討 ○食料等の提供に関する協定の推進・確保 ○災害用自動販売機の活用（協定締結による）

(4) 応援協定

現状・課題	主な対応方針
不足する資源の確保	○必要な支援の抽出 ○協定締結の推進

第7 平常時の取り組み

1 計画の見直し・更新

社会的・外部環境の変化や職員の異動や組織の変化、執務環境など、組織内部にある資源はたえず変化しているため、本計画は、以下【表6-1】の時期をとらえ定期的かつ継続的に計画の見直し・更新を行い、計画の実効性を高め、変化に対応できる体制づくりに向け取り組むものとします。

・見直し・更新の時期

【表6-1】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 被害想定 of 更新時② 諏訪市地域防災計画の更新時③ 事務事業の見直し、組織改編時等④ 小規模災害、訓練等により新たな課題が明らかになった時⑤ 附属資料（非常時優先業務一覧、一時中止業務一覧）の内容に修正がある時 |
|---|

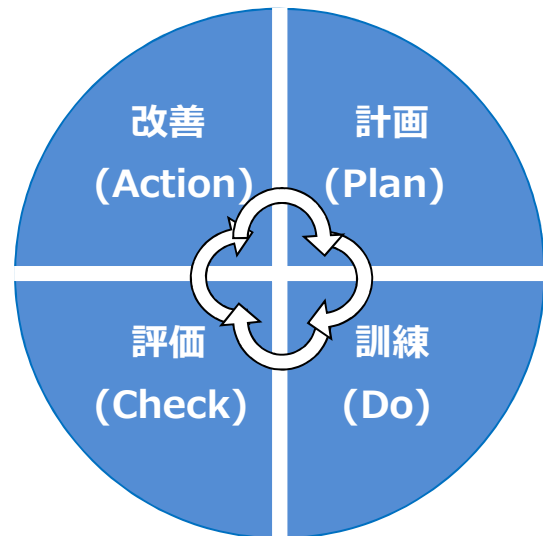
2 業務継続マネジメントの構築

（1）個別業務マニュアルの作成

個別業務マニュアル（以下「マニュアル」とする。）とは、本計画を完遂するために必要な各業務の具体的な行動計画です。大規模地震災害発生時は、参集した職員から、本計画に定められた非常時優先業務を実施することになるため、非常時優先業務は課内の職員が誰でも業務遂行できるようにマニュアルを整備しておく必要があります。

(2) 訓練等の実施、評価、改善

本計画を完遂するためには、個別業務マニュアルの作成にとどまらず、その後の管理、運用する業務継続マネジメントの推進が重要です。作成したマニュアルは定期的な訓練や研修により、課題の洗い出しやマニュアル内容の精査を行い、明らかになった課題の解消に向けて検討し、必要な措置をとるものとし
ます。なお、本計画を組織に定着させ、計画の推進するため、職員一人ひとりが主体的に参加し取り組むものと
します。



・業務継続マネジメント

3 委託業者や指定管理者への要請

市の施設や設備の管理等を行っている指定管理者や委託業者等についても、災害時に必要な措置がとれるよう、平常時から連携を深め、業者の協力を得られる体制づくりを推進するものとします。

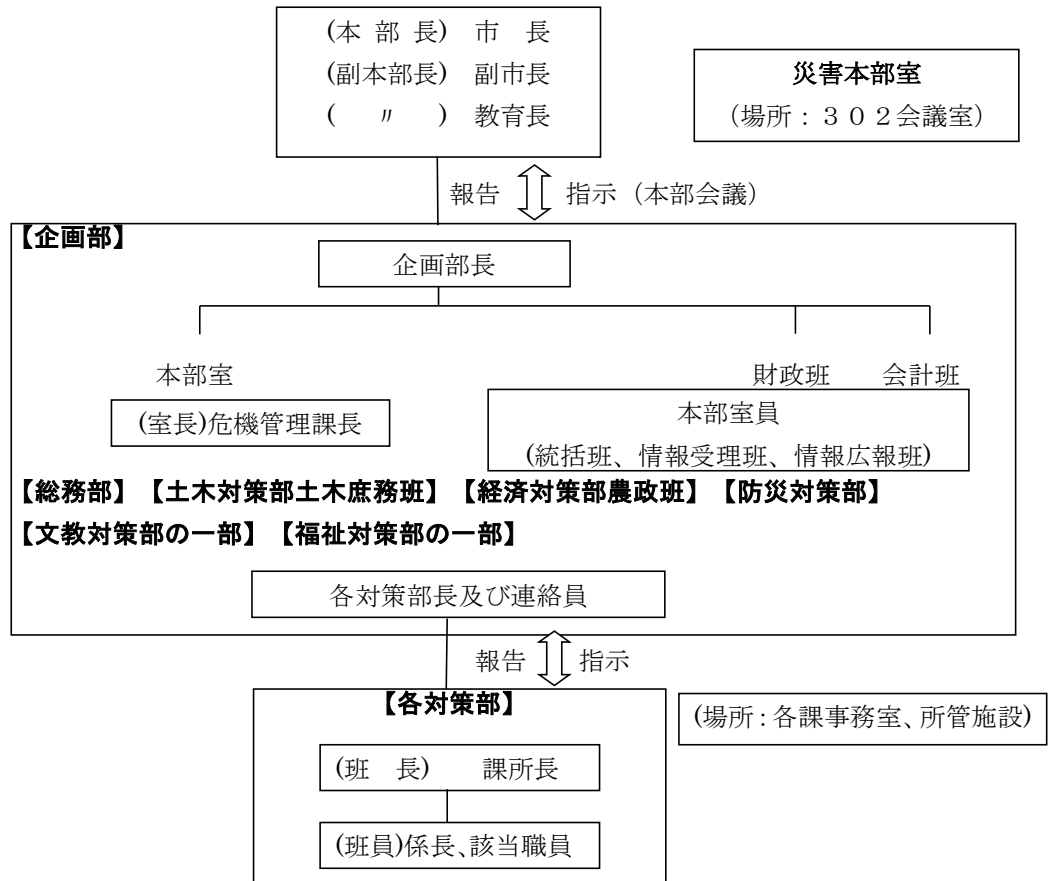
4 協定による補完

大規模災害時において行政だけでは対応できない業務については、既に自治体・関係機関・各種団体・企業等との間で協定を締結しているところではありますが、今後一層、業務継続に必要な応援協力を得るため、関係機関との協定の締結を各部課においても推進するとともに、平常時から協定の締結先と連携、情報共有することにより密接な関係を築き、外部の支援体制の構築に取り組むものとします。

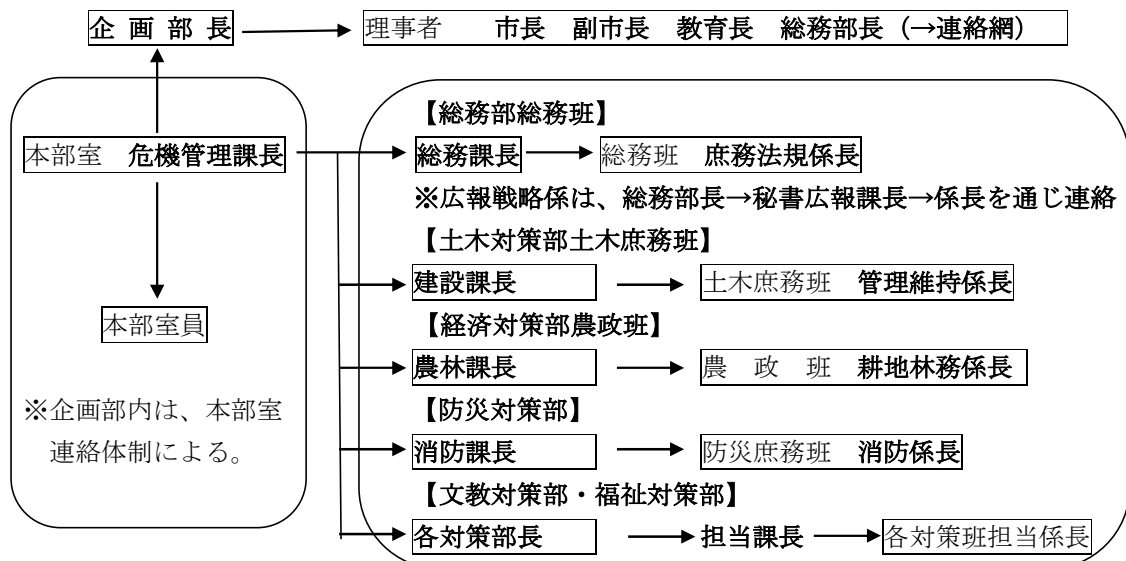
第8 非常時の体制・任務（処理事項）等

1 【第2次配備】

（1）警戒体制



- i) 勤務時間内 庁内放送、電話連絡、掲示板、使徒等の最も速やかな方法による。
- ii) 勤務時間外 参集基準に該当する状況となったときの自主参集、防災行政無線放送、防災メール、電話のほか以下の連絡による。



【第2次配備】

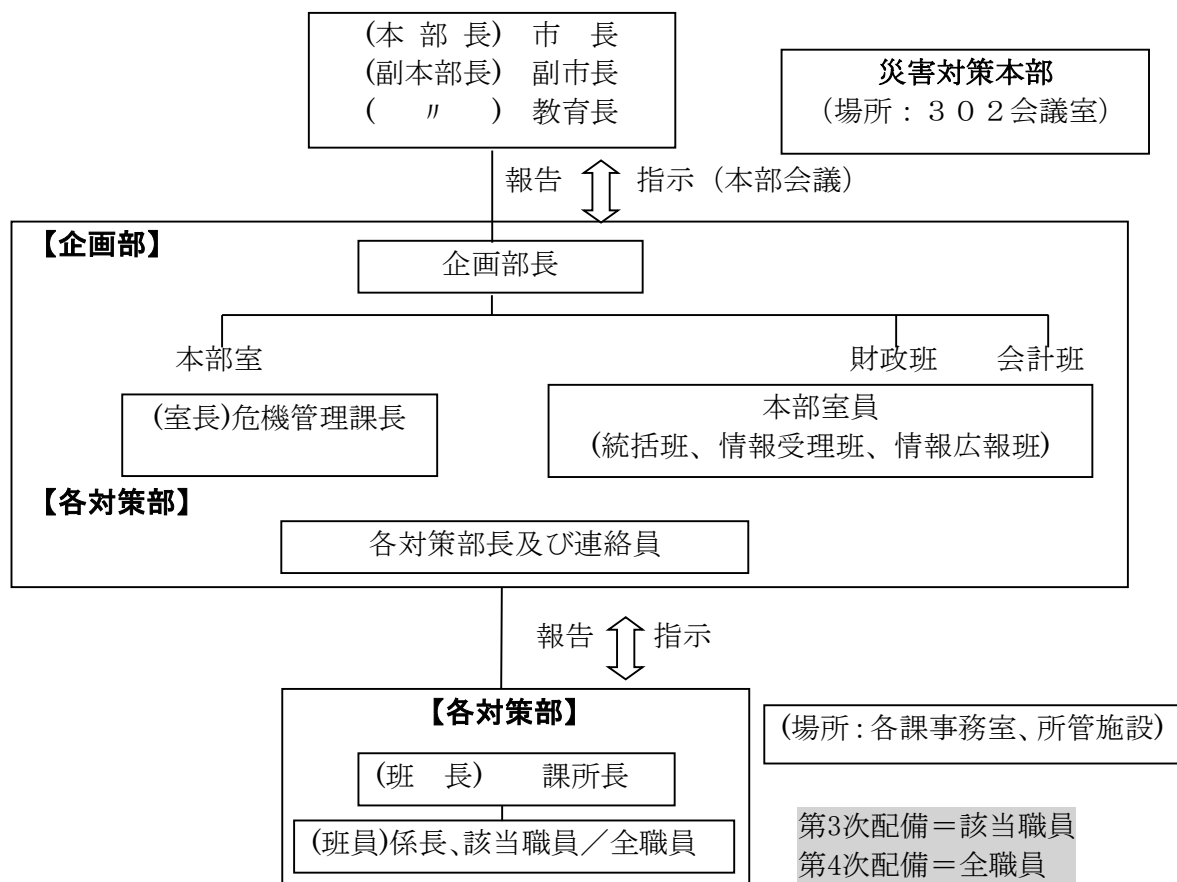
(2) 任務(処理事項)

【企画部】 本部室 財政班 会計班 危機管理課 企画政策課 地域戦略・男女共同参画課 秘書広報課 財政課	○情報の収集、被害状況等の取りまとめ ・地震に関する詳細情報（震源、規模、震度等） ・人的被害（防災対策部、住民、諏訪警察署より） ・公共施設、土木施設、農林業施設、都市施設等の被害（各対策部より） ・ライフライン被害（電気、電話、ガス、水道、鉄道等関係機関より） ・その他被害状況（住民、区長、自主防災会等より） ○市民への地震情報の周知 ・防災無線放送、防災メール、行政チャンネル、ホームページ等 ○暫定的な住民対応 ・危険箇所の状況確認、応急対応 ○関係機関との連絡・調整、被害状況の報告 ○報道機関への対応 ○第3次配備への移行準備 ※「諏訪市災害対策本部室等マニュアル」 ・配備検討会の開催検討、開催
【配備検討会】	(危機管理課長、企画政策課長、総務課長、建設課長、農林課長、消防課長ほか) ○地震情報、被害状況等の情報収集 ○今後の対応策と配備体制（3次配備）の検討 ※詳細は、「諏訪市災害対策本部室マニュアル」参照
【総務部】 総務班 総務課 秘書広報課 職員サポート室	○庁舎の保安、来庁者・職員の安全対応 ○職員の動員・勤務状況の把握 ○公用車の管理・配車の対応 ○広報活動
【福祉対策部】 【文教対策部】	○広域避難所、福祉避難所等の開設準備 ○従事職員の招集、把握、配置 ○要配慮者避難に向けた支援体制の確認、関係者への連絡準備 ○高齢者等避難発令に向けた部内体制の確認
【経済対策部】 農政班 農林課	○地震に関する情報の収集 ○農林業施設等の被害状況の把握 ・山林、ため池、用排水路、樋門、揚水ポンプ等の被害状況の収集（パトロール、住民情報による） ○応急対応の実施 ・農林業施設等の被災危険箇所の応急対応 ・農林道の規制等必要な措置の実施と規制等に伴う関係機関との調整 ・関係機関（諏訪地方事務所等）との連携

【土木対策部】 土木庶務班 建設課	○地震に関する情報の収集 ○土木施設等の被害状況の把握 ・道路施設、水路・河川施設等の被害状況の収集（パトロール、住民情報等による） ○応急対応の実施 ・道路施設、水路・河川施設等の被災危険箇所の応急対応 ・道路規制等の必要な措置の実施と規制等に伴う関係機関との調整 ・関係機関（諏訪建設事務所、長野国道工事事務所等）との連携
【防災対策部】 消防署	○被害状況の把握（パトロール、住民情報提供による） ○被災者の救助、応急対策の実施 ○消防団の動員及び連絡調整 ○危険箇所等の警戒パトロール

2【第3次・第4次配備】

(1) 警戒体制

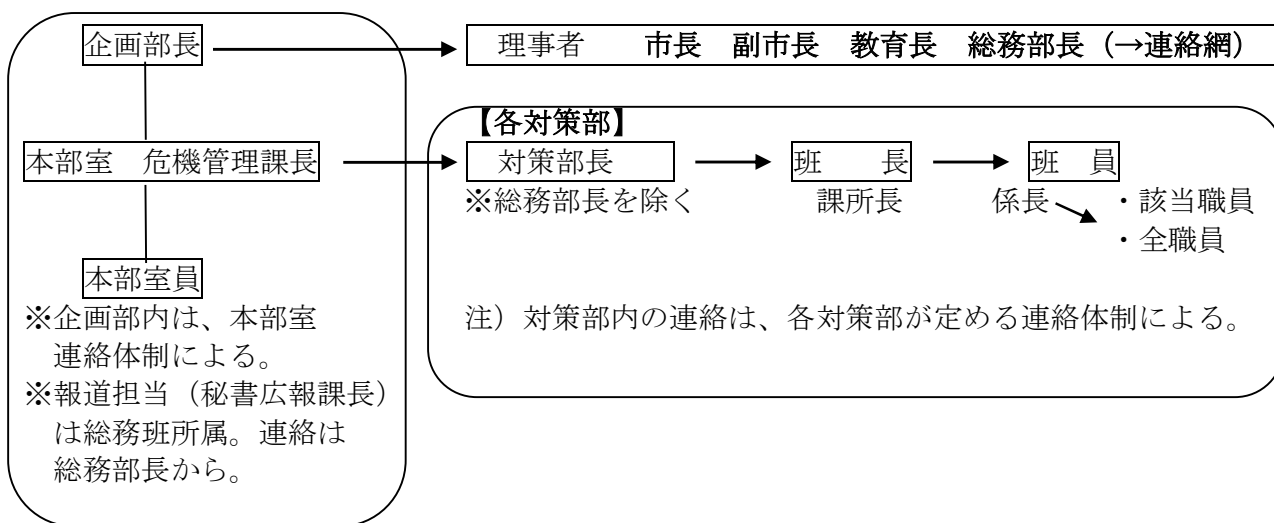


i) 連絡体制

- ア. 勤務時間内
イ. 勤務時間外

庁内放送、電話連絡等による。

参集基準に該当する状況となったときの自主参集、防災無線放送、防災メール、電話のほか以下の連絡による。



【第3次・第4次配備】

(2) 任務(処理事項)

部	班	主 な 任 務		
		3 時間以内の業務（目安）	2 4 時間以内の業務（目安）	5 日以内の業務（目安）
災害対策本部		○高齢者等避難の決定 ○避難指示等の決定 ○自衛隊派遣要請の検討・決定 ○各対策部の任務のうち重要事項の決定 ○マスコミ対応 ○災害情報等の収集及び伝達	○従事職員（応援要員を含む）の配置調整の決定 ○災害救助法の適用申請の決定 ○今後の活動方針の検討・決定 ○関係機関・団体に対する協力及び応援要請の決定	○復旧活動の検討・決定 ○被災者支援(市税・各種徴収料金等の徴収猶予、納期限の延長及び減免措置等)の検討 ○災害対策本部閉鎖、警戒本部、本部員会議移行の検討・決定
企画部	本部室	○災害対策本部及び本部室の総括 ○避難指示等発令の周知徹底 ○避難所・福祉避難所開設の指示 ○救護所(避難所内)開設の指示 ○災害対策本部決定事項の取りまとめ、各対策部への周知徹底、関係行政機関等との連絡調整 ○被害状況等の収集、取りまとめ、報告 ・気象情報（警報、雨量等） ・河川水位情報 ・土木施設被害、人的被害 ・ライフライン被害（電気、電話、ガス、水道、鉄道等） ・その他被害 ○マスコミ対応（情報提供） ○市民からの相談等の受付、処理 ○市民への広報（防災無線、防災メール、ホームページ、行政チャンネル、広報車等） ○災害情報の収集・記録（写真等） ○各部に属さない事項、本部の庶務 ★活動の詳細は「諏訪市災害対策本部室マニュアル」参照	○被害状況等の収集、報告・避難状況等	○県への被害状況報告 ○災害統計、資料の作成準備 ○防災会議の検討、準備・開催

部	班	主 な 任 務		
		3 時間以内の業務（目安）	2 4 時間以内の業務（目安）	5 日以内の業務（目安）
企画部	財政班	○市有財産の被害状況調査・報告、応急対策の実施、本部室の応援（管財担当） ○本部長の命ずる災害応急対応	○市有財産の被害状況調査・報告、応急対策の実施、本部室の応援（管財担当）	○災害経費の予算措置に関すること ・災害対策経費の総括準備 ・災害対策予算の編成準備
	会計班	○本部室の応援（会計管理者） ○本部長の命ずる災害応急対応	○災害対策物品の調達	○災害対策物品の調達、災害経費の出納事務 ○義援金の保管
総務部	総務班 ※報道担当を含む	○自衛隊の派遣要請、連絡調整、受入体制の準備 ○庁舎の保安対策、来庁者の安全確保 ○調査の被害状況の収集及び報告 ○公用車の管理、確保及び配車 ・災害対応活動以外の公用車の使用規制 ○広報活動 ○災害情報の収集・記録(写真等) ○マスコミ対応 ○職員サポート全般 ○職員の安否確認 ○本部長の命ずる災害応急対策	○災害対策本部の決定による、職員の動員、勤務の把握、配置調整(応援要員を含む)の指示 ○関係機関・団体に対する協力・応援の要請、受入体制の準備 ・秦野市・伊東市・壺崎市・富士宮市・日野市・石巻市・富田林市・東京都台東区 ・諏訪地域広域市町村 ・県下市町村 ・義士親善友好都市 ・甲州街道サミット参加市町村 ほか ○広報活動、マスコミ対応、定例(緊急)記者会見の説明、進行等 ○職員サポート全般	○職員の被災状況の把握 ○広報活動 ○マスコミ対応、定例(緊急)記者会見の説明、進行等 ○ボランティアに関する取りまとめ ・必要状況の把握 要請の決定 ・県・市町村等への要請 ・登録・活動状況の取りまとめ、本部長への報告 ・関係部班との連絡・調整 ○災害見舞等の対応 ○自衛隊員の宿泊施設等の確保、ヘリポート及び車両置き場の確保、並びに自衛隊員が使用する災害応急対策用資機材の確保 ○職員サポート全般
議会対策部	議会班	○議員との連絡調整 ○本部長の命ずる災害応急対策		○全員協議会の検討、準備、開催

部	班	主 な 任 務		
		3 時間以内の業務（目安）	2 4 時間以内の業務（目安）	5 日以内の業務（目安）
市民対策部	市民庶務班	○市民対策部内の応援 ○部の庶務及び連絡調整	○市民からの要望・苦情等の処理 ○食糧・生活物資の調達に関する こと ・応急生活物資応援協定団体への 協力、応援要請（福祉対策部と 協議）	○被災者相談窓口の設置 ・被災者安否問合せ対応 ○り災証明書の交付 ○被災届出証明の交付 ○埋火葬許可 ○死体収容所開設 ○食糧・生活物資の調達に関する こと
	現地班	○被災地との連絡調整 ・一次避難所の避難者の状況確認 ○被災地及び被災世帯の被害状況調査、収集、把握、報告 ・各区長、自主防災会への照会、問合せ ・市内パトロールによる被災地、被災世帯の把握 ・本部、被災者との連絡調整 ○本部長の命ずる災害応急対策	○被災地における救援体制の整備 ○救護物資等の輸送・配布 ★家屋等の被害状況調査は、「家 屋等の被害状況調査マニュアル （現地班）」参照	○家屋等の被害状況調査 ○被災者（家屋）名簿の作成 ○被災地における救援活動 ○救護物資等の輸送・配布 ○被災者支援の検討 ・市税徴収猶予、納期限延長、減 免措置等
	環境班	○清掃施設等の被害調査、報告及び応急復旧の実施 ○市民対策部内の応援	○廃棄物（ゴミ・し尿）の収集、 運搬及び処理体制の整備 ○大型廃棄物の処理体制の整備 ○消毒体制の整備 ○避難所への仮設トイレ設置	○廃棄物（ゴミ、し尿）の収集、 運搬及び処理 ○大型廃棄物の収集、運搬及び処理 ○被災地家屋等の消毒 ○伝染病対策及び防疫 ○死亡獣畜の処理 ○ペットの逸走対策及び保護、収 容、救護 ○有害物質の安全確保及び指導
福祉対策部	援護班	○福祉施設の被害状況調査、報告及び応急復旧の実施 ○避難所（福祉避難スペース）・福祉避難所の開設、運営 ○要援護者の安否確認、避難誘導指示 ○福祉施設入所者の安全対策、避難救助 ★活動の詳細は「諏訪市要援護者マニュアル」参照 ○保育実施の是非の決定 ○保育園児の安全対策の実施	○災害救助法の手続き ○要援護者世帯の被害状況調査、 援護 ○福祉避難所避難者名簿の作成 ○炊き出しの指示、実施 ・日赤奉仕団、民生委員等社会福 祉団体との連絡調整 ○保育園児の被害状況調査	○福祉避難所閉鎖の検討 ○ボランティアの連絡調整 ・社会福祉協議会（ボランティア センター）との連絡調整、ボラ ンティア立上要請 ・ボランティア団体との交渉、連 絡調整 ・総務部総務班への状況報告

福祉対策部	援護班		○被災した園児の保護・援護 ○今後の保育継続の是非の検討	○義援金の受け入れ、配布検討 ○災害見舞金、弔慰金等の支給の検討 ○被災者支援の検討 ・保育料等の徴収猶予、納期限の延長、減免措置等 ・被災者住宅の復興費用の借入利息補給 ・災害援護資金等の貸付 ・被災者生活再建支援制度 ・その他の支援
	保健班	○保健施設等の被害状況調査、収集、報告及び応急復旧の実施 ○救護所の開設、運営 ○避難所等の運営・避難者の保健衛生・健康管理 ○伝染病対策及び防疫 ○被災地の救援活動	○医師会等医療機関との連絡調整 ○日赤救護班の出動要請及びその協力 ○薬剤師会との連絡・調整、医療品等の調達・確保、供給 ・諏訪市薬剤師会へ供給要請（応援協定あり）	○被災地家屋等の消毒（環境班と調整） ○助産に関すること ○被災者に対する保健指導
土木対策部	土木庶務班	○道水路等公共土木施設の被害状況調査、収集、報告 ○水防活動、応急活動の指示及び実施 ・交通規制の指示、実施 ・内水排除ポンプの稼働確認、操作指示、実施 ・河川・水路等の樋門開閉の指示、実施 ○部の庶務及び連絡調整	○関係機関、関係団体への応援要請 ・諏訪建設事務所、諏訪市建設業協会ほか ○応急資機材の調達、確保 ○被災した道水路等公共土木施設の危険防止、仮応急処置 ○迂回路線の設定及び障害物の除去等交通の確保 ○急傾斜地、崖崩れ等の危険防止、仮応急処置（農政班と調整）	○被災した道水路等公共土木施設の本復旧方法の検討 ○軽度の被災地の本復旧 ○道水路の応急危険度判定

部	班	主 な 任 務		
		3 時間以内の業務（目安）	2 4 時間以内の業務（目安）	5 日以内の業務（目安）
土木対策部	都市施設班	○都市施設の被害状況調査、収集、報告、応急対策の実施 ○市営住宅の被害状況調査、収集、報告、応急対策の実施 ○土木対策部内の応援	○被災した都市施設、市営住宅の危険防止、応急処置 ○応急資機材の調達及び確保 ○住宅応急修理・障害物の除去の対応 ○建物被害に係わる被災の程度の判定	○被災都市施設、市営住宅の本復旧方法の検討 ○住宅建設資金・災害復興住宅資金のあっせん検討、指導 ○住宅応急修理・障害物除去対応 ○応急仮設住宅の建設及び入居者の選定
	上下水道温泉対策班	○上下水道温泉施設の被害状況調査、収集、報告、応急対策の実施	○飲料水の確保、供給 ○飲料水の水質管理 ○給水等の広報 ○上下水道温泉施設の保全 ○関係機関、関係団体への応援要請 ・諏訪市下水道指定工事店協会 ・諏訪市水道温泉事業協同組合 ・諏訪市建設業協会 ほか ○被災上下水道施設の危険防止、応急処置	○被災した上下水道温泉施設の本復旧方法の検討
経済対策部	経済庶務班	○所管施設利用者の安全確保、避難救助 ○所管施設の被害状況調査、収集、報告及び応急対策の実施 ○経済対策部内の応援 ○部の庶務及び連絡調整		○商工業の被害状況調査 ○商工関係団体等の連絡・調整 ○商工関係者の災害対策の指導、措置 ○商工関係災害資金の融資斡旋
経済対策部	観光対策班	○所管施設及び観光施設利用者の安全確保、避難救助 ○所管施設及び観光施設の被害状況調査、収集、報告及び応急対策の実施 ○観光客の安全確保 ○経済対策部内の応援 ○一次避難所の開設運営 ・諏訪湖間欠泉センター	○一次避難所の名簿作成 ○広域避難所への避難誘導	○観光業の被害状況調査 ○一次避難所閉鎖の検討 ○観光関係災害資金の融資あっせん

部	班	主 な 任 務		
		3 時間以内の業務（目安）	2 4 時間以内の業務（目安）	5 日以内の業務（目安）
	農政班	○山地災害に係る巡視 ○農林漁業関係等の被害状況調査、収集、報告、応急対策の実施 ○農林漁業関係施設の応急対策及び復旧 ○農林関係機関・団体との連絡調整	○農林道、崖崩れ等の危険防止、仮応急処置（土木庶務班と連絡・調整） ○応急資機材の調達及び確保	○農作物の病虫害防除 ○農林漁業制度金融のあっせん指導の検討 ○被災した農林道、水路等農林業施設の本復旧方法の検討 ○農協との連絡調整
防災対策部	防災対策班	○災害情報の収集、報告 ○消防、水防施設の被害状況調査、収集、報告及び災害対策 ○消防活動、水防活動の実施 ○被災者の救助、救急活動の実施、避難者の誘導 ○消防団、防火防犯組合等関係機関との連絡・調整 ○災害対策本部の広報活動の補助 ○災害警報の発令、伝達 ○災害の警戒、防御 ○気象情報、水防警報等の受領及び伝達 ○防災無線に関すること ○被災地の警備実施	○応急資機材の調達、確保 ○長野県広域消防総合応援協定に基づく応援要請 ○行方不明者及び遺体の搜索	○消防団員の被災状況調査 ○危険物の安全確保
文教対策部	文教庶務班	○学校教育施設の被害状況調査、収集、報告、応急対策の実施 ○児童・生徒の安全対策及び避難救助の実施 ○授業継続の是非の検討 ○PTAへの連絡・調整 ○広域避難所の開設、管理運営 ○部の庶務及び連絡・調整	○児童・生徒及び教職員の被害状況調査 ○授業への影響状況調査 ○今後の授業継続の是非の検討 ○所管一次避難所避難者名簿の作成 ○広域避難所避難者名簿の作成	○被災生徒への学用品の調達配布、心のケア（カウンセリング）の検討・実施 ○教育施設の選定 ○被災児童生徒への教育 ○学校給食に関すること ○広域避難所閉鎖の検討

部	班	主 な 任 務		
		3 時間以内の業務（目安）	2 4 時間以内の業務（目安）	5 日以内の業務（目安）
文教対策部	生涯学習班	○施設利用者の安全確保 ○社会教育施設及び文化財の被害状況調査、収集、報告、応急対策の実施 ○一次・広域避難所の開設、管理運営 ・図書館 ・博物館 ・原田泰治美術館 ・文化センター ・豊田公民館 ・中洲公民館 ・湖南公民館 ・四賀公民館 ・駅前交流テラスすわっチャオ ・放送大学	○所管一次避難所避難者名簿の作成 ○広域避難所避難者名簿の作成 ○広域避難所への避難誘導	○所管一次避難所閉鎖の検討 ○広域避難所閉鎖の検討
	体育施設班	○施設利用者の安全確保 ○体育施設の被害状況調査、収集、報告、応急対策の実施 ○一次避難所の開設、管理運営 ・元町体育館 ・諏訪市体育館 ・清水町体育館	○一次避難所避難者名簿の作成 ○広域避難所への避難誘導	○一次避難所閉鎖の検討